

令和元年 第14回

教育委員会臨時会会議録

令和元年6月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2523号

令和元年第14回臨時会

日 時 令和元年6月25日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について
- 2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長報告事項

- 1 学校プール開放事業の団体利用枠の拡大について
- 2 平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について
- 3 後援名義等の5月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について

- 5 生涯学習スポーツ振興課の5月の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について
- 7 図書館・郷土歴史館の5月行事实績について
- 8 図書館の5月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の7月行事予定について
- 10 7月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第14回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

○田谷委員 了解いたしました。

○教育長 まず本日の運営についてお諮りします。審議事項第2「港区立幼稚園教育職員の人事について」は人事に関する案件のため、非公開での会議とし、日程を変更して一番初めに審議を行い、その後、日程を戻して審議事項1から順に行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第2については審議順を変更して初めに審議し、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

(非公開審議)

## 日程第1 審議事項

1 令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について

○教育長 次に議案第42号「令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、議案資料のナンバー1に基づきましてご説明させていただきます。

1ページめくっていただきまして「令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価対象事業の決定について」ですけれども、今回ご審議いただきたいのは、こちらの点検及び評価に係る対象事業についてご決定をいただきたいということでお諮りするものです。

まず1番の「目的」のところにありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして、まず市教育委員会の執行する事務についてその状況の点検評価を行い、結果の報告書を作成の上議会に報告し、区民に公表するということが規定されております。こちら、こうしたことで区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施しています。

また、この点検評価に際しましては教育に関する学識経験者の知見を活用するというのがこの規定に盛り込まれておりまして、この資料の一番最後についております参考資料のところに評価委員会の表、評価委員の名前を載せさせていただいています。3名とも昨年から引き続きお願いをさ

せていただいているところでございます。

ではまた先程のところにお戻りいただきまして、2番の「評価対象事業（案）の選定方法」ですが、各学校教育推進計画、生涯学習推進計画から、子どもの読書活動推進計画の五つの各計画に掲げています基本目標のもとに体系化された施策の中から、特徴的あるいは先駆的な取り組みですとか、また昨今の社会情勢を考慮して、評価委員の意見を踏まえて選定することとしております。

評価対象事業ですが、その次の別紙の方をご覧ください。A3の様式になります。

なお、参考資料2-2の方に、この五つの計画の施策とそこにつながる各事業を一覧にしたものをおつけしております。別紙の方の一番左端の番号が、この参考資料2-2の一番左側についている番号と一致してしまっていて全部通し番号になっているものです。この参考資料2の真ん中ぐらにある「重点」というところについては、この施策を推進していくに当たって、特にその中心となる事業を重点事業として位置づけているものでございます。

では恐れ入りますが、また別紙の方にお戻りください。今回、6施策の中から6事業を評価対象の事業（案）ということで事務局の方で選ばせていただいております。まず、4番の学校教育推進計画の中から「特別支援教育の推進」という施策、そこから二つ事業を選んでおりますけれども、まず「特別支援教育の充実」というところで、これを選んだ理由ですが、昨年度、平成30年度に港区における障害児支援のあり方検討会を行いまして、そこで医療的ケア児の受け入れ方法ですとか発達障害児への教育機会の充実などについて検討を行い、第一次ということで報告書にまとめております。特に医療的ケア児の取り組みについては港区教育委員会としても初めての取り組みであること、また、特別な支援を必要とする子どもが年々増えているということもありまして、こちらの事業を今回対象として選びました。

それから「特別支援教育体制の整備」、こちらについても同じ理由でこの事業を選ばせていただいております。

続きまして、学校教育推進計画からは、二つ目の施策の「個性と能力を伸ばす教育の推進」の中のICTを活用した教育の推進の事業を選んでおります。こちらは、AIを初めとした急速に情報化が進展していく中で、教育委員会としてICT環境の整備を行うとともに情報や情報手段を主体的に選択して活用していく情報活用能力の学習活動を通じて、子どもたちに情報活用能力の育成を図っていただいております。この間、学習指導要領の改訂ですとかICTを活用した不登校児童・生徒への対応など、学校教育の中でもこのICTを活用した教育がさらなる推進をしていくことが求められています。

また、これまで文部科学省や総務省を中心として行われてきたICT化ですが、今般経済産業省も教育の情報化へのかかわりが増えてきているところで、現在、校務支援システム、電子黒板、デジタル教科書、タブレットなどのICT機器の導入を進めているところですが、その効果を確認して今後さらに一人ひとりの、また1人1台のタブレット利用も含めて、さらにどのように充実していけばいいか検討していく必要があるため、こちらの事業を選択しております。

続いて、13番目の「生涯学習推進計画」の中から「だれでも学べる機会の充実」の施策の中で、「ICTを活用した生涯学習事業の推進」といったものを選んでおりますけれども、こちらは平成25年に港区生涯学習に関する基礎調査を行いましたけれども、その結果に基づきまして、なかなか生涯学習の講座に参加できない方々に、いつでも、どこでも、誰でも視聴できるよう、27年度から動画配信事業を実施しているところです。今後も継続して実施していくに当たりまして、工夫改善を行い、効果的な事業を展開していくため、今回こちらの事業を評価対象の事業として選びました。

続いて、39番の「スポーツ推進計画」です。こちらは「障害者スポーツへの理解促進と普及・啓発」という施策の中で「障害者スポーツの観戦・体験機会の創出」の事業を選びましたが、来年度開催されます東京2020大会を契機に、区民が障害者スポーツへの理解を深められるよう体験機会の提供や環境の整備を行っているところです。

昨年も5回程こちらの車いすバスケットボール観戦ですとか、ボッチャ体験なども事業で行っておりますけれども、この東京2020大会終了後も引き続き障害者スポーツの普及拡大を図っていくよう、その工夫・改善を行っていく必要があるため、今回対象事業といたしました。

続いて図書館サービス推進計画と子ども読書活動推進計画、この二つの計画に共通して掲げている事業ですけれども、図書館サービス推進計画の中では「学校図書館との連携の推進」の施策、子ども読書活動推進計画では「学校図書館に対する支援体制の構築」の施策の中の「学校図書館支援機能の強化」という事業がございますけれども、こちらについては学校図書館を授業にさらに活用していくため、全区立小中学校に学校司書を29年度から配置しているところですが、司書教諭などの学校図書館関係者との連携を強化して、学校図書館の利活用をさらに推進し、活字に触れ親しむことで生涯を通じた学びにつなげていく必要があるということで、こちらの事業を選びました。

それから参考資料1の最後のページ、2ページ目の方をご覧ください。今後のスケジュールになりますが、昨日、先程ご覧いただきました評価委員の方々が評価会議を開催いたしまして、別紙のと通りの事業（案）の確認をいただきました。

また、本日ご決定いただいた場合には各所管課でこの評価対象事業について、その内容についてのこれまでの成果ですとか今後の取り組みなどをまとめまして、今の予定では「7月下旬～8月中旬」と書いてありますけれども、第2回評価会議の方でそちらの所管課での評価の内容を確認していただいた後、済みません、「8月20日」と書いてありますけれども、これは9月の方に今、延期を予定しておりますけれども、こちらの教育委員会と合同で、評価会議の先生方との意見交換をしていただきまして、最終的な評価の方向性をご審議いただきたいと思っております。

また、「9月10日」と書いてありますが、これも一回ずれ込む予定ですが、最終的に9月の臨時会の教育委員会で点検・評価報告書としてまとめまして、それを審議、議決いただきましたらば、その後、10月以降区議会へ報告書を提出し、委員会へ報告するとともに皆さんに公表をしてみたいです。

また、9月の教育委員会では昨年度、点検・評価をいただいた各事業のその後の取り組み、どういった方向性でどういった取り組みを行ってきたかについて、ご報告をさせていただく予定であります。

私からの説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○山内委員 評価委員のメンバーが今回3人になるのですがけれども、私の記憶違いでなければもともとは4人いらして、それから1人がいなくなって3人になったのが昨年だったと思います。

基本的には色々な角度から専門的な代表者の方に検討していただくというのが、この評価委員会の趣旨だとすると、その3人になっていることへの補充をする必要はなかったのか。あるいは、この3人で十分丁寧に議論していただけるということであれば、もちろんそれで結構ですがけれども、どうお考えでいらっしゃるかということをお教えいただきたいと思います。

○教育長室長 ご指摘のように29年度から3名の方で評価委員を務めていただいていますけれども、それぞれの評価委員の方々の専門から……。失礼しました。3人になったのはご指摘のとおり30年度からです。それで、この評価委員の方々のそれぞれの専門性の方で、専門分野の方で、教育基本計画、それから生涯学習の分野、スポーツ、そして読書関係の方、そちらの方を全て網羅していただけるという知見を持っていらっしゃるということで、3名の方に引き続きお願いをしているところです。

○教育長 いかがでしょうか。

○山内委員 そういうご判断ももちろんいいですし、ある意味でこの評価というのを、その分野の専門の方の意見を聞いてくださるといふのと他の分野の方たちからも言っていて、そういうものを総合して考えていくということをお考えと、それぞれに対して一対一で委員の方がいるからいいですとしないで、もう少し広く見ていただける方に入っていていただいてもいいのかなと私自身は思いました。今後、考えてください。

○教育長室長 今いただきました意見を踏まえまして、また来年度以降、人数をどうするか検討させていただきます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第42号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第42号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告事項

### 1 学校プール開放事業の団体利用枠の拡大について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「学校プール開放事業の団体利用枠の拡大

について」説明をお願いします。

**○生涯学習スポーツ振興課長** では報告事項、教育委員会報告資料ナンバー1をご覧ください。「学校プール開放事業の団体利用枠の拡大について」です。

報告内容ですが、区では、現在区民が身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、区内7校の小中学校の屋内プールを開放しています。対象は在住、在勤、港区学校施設等使用事前届出団体になります。学校プールを利用している団体から利用時間の拡大の要望があることを受けまして、個人利用枠を団体枠に変更することといたします。

項番1の「概要」です。高松中学校の第二金曜日、夜の個人開放枠を団体枠に変更いたします。7月12日からを予定しています。なお、先週の金曜日の6月21日に利用者向けの説明会を実施しました。参加者はいませんでした。

項番2の「変更理由」です。団体からのプール平日利用のニーズに応えるためです。

項番3「改正が必要な規程」は、港区立学校屋内プール運営要綱となります。

項番4の「今後のスケジュール」は記載のとおりになります。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

直近に事例があったかどうかは分からないのですが、説明会開催のお知らせの日、説明会の日、その後の利用者枠拡大は、この日程でやってきたのですか。

**○生涯学習スポーツ振興課長** これまで団体利用枠を拡大してきた事例ということでしょうか。

本村小と赤坂小がそういった事例が過去にあったのですけれども、この事例については実は団体利用枠を拡大するために、今回は既存の枠を個人から団体に振りかえたという事例なのですけれども、前回の2例は団体のために新しく日程を増やしたという事例だったものですから、今回のような個人枠を団体枠に拡大するというのは初めてになります。

**○教育長** 変更しますということを公表してから実際に拡大する時点までが短いのかなという気がしますでしょうか。

**○生涯学習スポーツ振興課長** 高松中学校の利用の状況を見て、今回、個人利用の少ない日にちが今回の曜日ということで決めさせていただいたのですけれども、それに当たっての利用者向け説明会を6月21日に開催することを決定したことを踏まえまして、事前の周知というのも、高松中学校を利用されている窓口にいらっしゃった方一人ひとりにチラシを、「この日に開催します」ということで説明とともにお渡しはしました。

お渡ししたときの利用者の反応としましては、特に振りかえることについての反対意見とかご意見も特になかったということが報告として受けております。結果的に説明会の出席者が0人だったということではありますが、それが了承ということばかりとも思えないので、今後7月12日に個人で利用されるような方もいらっしゃることも想定されますので、その際には丁寧に説明してまいりたいと思います。

**○教育長** あと、広報紙には出さないのですか。



○生涯学習スポーツ振興課長 広報紙への掲載は予定していません。ホームページかチラシ。

○教育長 それはなぜですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 単純に広報紙に載せるタイミングが間に合わなかったということになります。

○教育長 今は広報紙プラスホームページなので、区からのお知らせという点では、まずいと思うのですが、12日に利用枠拡大しないとだめなのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 可能か不可能かという点、12日に予定はしておりますが、そういった広報での周知が必要だということであれば、相当先になってしまいますけれども、延長は可能です。

○教育長 どちらにするかという点は、よく考えた方がいいと思います。例えば、その団体利用が想定される団体に「12日からお貸しできる予定です」ということを事前に話している中で、延ばすとすればその団体との調整もまた必要になってくると思います。

そうでないとすると、やはり先に延ばしてきちんと広報し、猶予期間をある程度持った方がいいと思うのですが、どうでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 仮に高松中学校の団体利用枠を開放した際に、利用する意向のある特定の団体が今2団体想定されています。手が挙がっています。なので、仮に区民への周知への期間がもう少し必要だというような形で延期となれば、今分かっている団体への説明というのはいたしますので、その点も踏まえながら改めて検討し直したいと思います。

○教育長 総合的に考えてもらえればいいと思います。早ければ早い程、団体利用の人はいいのですが、全体にどうなのかということも考えた上で、実際の利用枠拡大日は決めた方がいいと思います。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 窓口で利用者さんに事前の説明会がありますよというお知らせの配布を直接されたということですが、それはいつから配布を始めたのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 概ね開催利用予定の2週間程度前となります。

○薩田委員 2週間。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

○教育長 次に「平成30年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」説明をお願いします。

○教育指導課長 教育委員会報告資料ナンバー2ということで、委員の先生方には紙でお配りした資料を使って、課長たち理事者の方にはちょっと抜けている部分もございますので、その点はちょ

っとご容赦ください。

それでは、平成30年度に発生した都内公立学校における体罰調査を実施したものにつきまして令和元年6月20日に東京都教育委員会から調査結果を報告いたしました。それについて、今日改めて皆様にご報告するものでございます。

では1枚おめくりいただきますと、ここからが実際の東京都が発表したものでございます。2ページ目の方に発生した体罰調査の概要について書いてございます。調査の趣旨ですとか期間、調査方法ということです。

この調査方法の、校長による聞き取り調査や児童・生徒に対する質問紙調査及び聞き取り調査ということが、この紙の資料の方の12ページ以降におつけしております。理事者の方にはついておりません。申し訳ございません。そういったものを使いまして調査をさせていただきました。

その結果としての報告が2ページ、3ページ等に上がっております。特に3ページの報告内容、体罰の有無ということなのですが、これは資料の11ページに「体罰分類基準」ということで、こういうものが例えば体罰に当たりますよと。これが不適切な指導ですよ。これが行き過ぎた指導ですよ。これが暴言等ですよ。指導の範囲内ということについて、概略についてものを示しているところでございます。

この資料の全体のとおり、細かな数値について今は読み上げませんが、結果として港区の方につきましては、いずれも体罰に当たる案件はございませんでした。ただ、区内の方から都に上げさせていただいた調査のものについては2件ございまして、1件は不適切な指導ということと、もう1件が、それは指導の範囲内ということで結果が出ておりますので、それもあわせてご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

東京都に確認しておいてほしいのは、12ページの小学校1年生から3年生の $\boxed{1}$ の(1)ですが、これはどういう意味で聞いているのですか。

4年から6年とか、それ以降の子どもにはストレートに体罰云々という関係での問い掛けですが、この $\boxed{1}$ だけが「続けてほしいこと」というのは、よく分からないので、どういう趣旨なのか確認してください。

○**教育指導課長** 私も直接、なぜこれを入れたかということについては伺ってはいないのですが、教員の立場から考えますと子ども、1年生、2年生、3年生ということで、やめてほしいことというのは分かりやすいとは思いますが、続けてほしいことというのも逆に、「この先生、こういうところがありがたいな」と思うところについて書かせることによって、次のやめてほしいことを書きやすくなるようにあえて入れているものと捉えております。

特に体罰だとか、体罰でないとかという価値的な話をする、子どもには分かりませんから、先生に先生のこういうところは続けてもらおうと私たちうれしいな。でも、先生のこういうところは私たちはやめてほしいなと思うようなことで、書きやすさを上げるために、こういう表現になってい

ると捉えております。

○教育長 逆のような気がします。年齢が低いからこそストレートに聞いた方がストレートに答えられるのではないかと思います。もう一つは、問い掛けたのであれば、その結果はどこかに出しておかないといけないと思います。データとしては東京都が持っているはずで、それを何らかの形でオープンにしないのですか。

○教育指導課長 このアンケートそのものについては、結果については各学校が保管をしていて、今後の指導に生かすということで、東京都にはこのアンケートそのものを送っている訳ではありません。アンケート集計結果から体罰や不適切な指導等に当たるものについての案件を報告しているものです。

つまり、このアンケートの結果を担当等が自分もやっているこういうところが子どもたちにとってとてもいいことなのだなと感じられているのだということと、やはりやめてほしいことで、体罰に当たる当たらないを置いといて、こういうことはやめてほしいという子どもたちの意見表明の場として学校の方は捉えて、指導に生かすような形で使っているということでございます。

○教育長 そうすると、こういう目的でこういう設問を用意しましたと学校の方には説明があったということですか。

○教育指導課長 学校に送っている書類の中には、そこまで細かなところは書かれておりません。

○教育長 そうすると先生方には、何のためなのかが分からないということですか。

○教育指導課長 あとは、子どもたちが書いてきたことを活用するセンスというのが、教員には問われているものだと思いますが。

○教育長 教育指導課長は答えられないかもしれないので、東京都に聞いてください。

○教育指導課長 では、都教委の方に。

○教育長 港区として、学校として、そういうデータなり子どもたちの意見が欲しいなら、1問だけではなくもっと充実した設問にして問い掛ければいいのではないかと思います。

○教育指導課長 ここに書かれたものが終わりではなくて、ここに書いている子どもたちに、直接面接をするということになっていきますので、書いている子たちから、これはどういうことなのかなと聞き取ることができるような調査にしておりますし、それを聞き取るということが課せられておりますので、学校はここで終わりではなく、その子たちからは色々な意見を聴取しているところです。

○教育長 そうであれば、子どもたちに記入させるわけなので、このアンケートを利用しなくてもいいのではないですか。

いずれにしても都教委に聞いて、しっかりした答えがあると思います。学校側が集約して次の教育に生かそうとしているのですよね。

○教育指導課長 では、この担当の所管の方に確認をしておきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 私も、ちょっと調査の方法について確認。このアンケートを書いてもらって、その学

校でそれを見ながら聞き取り調査をしてということなのですから、そうすると、この書いてもらったものそのものの集計はしてないということですか。

○教育指導課長 これは各学校の方で、このアンケートそのものをどう活用するかは委ねられておりまして、ここで体罰に関する案件に関してのみ、こちらの方に報告を上げ、東京都の方に集約したものを上げるというようなルールになってございますので、集計した学校もあれば、そうではなく一件一件を捉えて、そういう対応をしている学校もあるということでございます。

○山内委員 そうしますと、このずっと報告の内容別から始まって、3、4から集計されたものがありますけれども、これは、要はまずアンケートをやって、各学校でそれを確認して、また別に都に対して報告する書式があって、その別紙の報告をしている。それを集めたのがこの表だということになりますか。

○教育指導課長 そのとおりでございます。全てのアンケートの数ではなく、体罰等の調査の目的に合致したところについての数値や内容を東京都の方に報告させていただいているところでございます。

○山内委員 では次に、その質問について、教職員に対しての聞き取り内容。これはどういうふうに対応をするものなのですか。

つまりまず一つは、教職員が氏名を書いてここまで全部正確に書くものかどうかというのが一つ。それから、仮に記名で色々書かれていたときに、どういう対応をしているのかということ。こういうものは無記名でやった方が、校長を通さずに無記名のものを都なりに郵送で送ってもらって集計した方が実際の状況を把握できるのではないかと思うのですけれども。

ある意味で教職員自身が自分のことをどう認識しているかというのは非常に面白い、貴重な情報だと思うのですけれども、これだとそれは把握できないだろうなと思いつつ、聞いていたのですけれども。

○教育指導課長 これは体罰防止月間ということで、教員の方には体罰をしてはいけませんよという研修も含めて官庁の方が実施しています。さらに一对一の面接を教職員と行うことになっていきます。それは日頃の指導の中で悩んでいることで、それが体罰につながってしまってよくないということも含めて、教員の今置かれている状況を確認するために行います。

なので、これは一人ひとりに紙を渡して書いてもらうのではなくて、校長が話す中から「こういうことを聞くので教えてください」と渡して、それで校長が聞き取った上でプラスアルファのものを聞き取って、その教員に助言をしたり、これは体罰に当たるねという案件についてはちゃんと報告をしなければならないとか、ちゃんと「こういうことについては以前からこういうことをしてしまいました」というふうな、例えば報告している教員もいます。

ちょっとこういう言葉で「何をやっているんだ」と大きな声を上げてしまいましたと。「そのことが体罰に当たるのではないか、子どもを傷つけたのではないか」と思う教員もいる訳です。そういった報告も受けながら、一对一の面接をする際の参考資料ということで、これは使われているところでございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

学校名が出ているのは、体罰だけですよね。

体罰だけだけれども、言葉による暴力というのものもあるではないですか。むしろそちらの方が子どもにとっては、精神的にきつい場合もあり得ると思います。なぜ体罰だけで不適切な指導、この②のアとか、暴言とか、そういうものは出さないのですか。

○教育指導課長 この数値で発表することについては、東京都の方で意思決定して発表しているものなので、どういう基準でやったかについては分かりませんが、我々はこの体罰や不適切な指導については事故として報告していますので、この事故として暴言等について許されないものについては処分を必ず受けるようになっていきます。そういったところで実際行ってしまった教員に対しては、教育委員会を通じての指導が入る。

保護者に対しては校長が把握していますから、適切に対応して謝罪をするとか、子どものケアをするということで各学校が対応しているというのが現状でございます。

○教育長 分かるのだけれども、「暴言等」でくくってしまっているのだけれども、暴言でもランクがありますよね。その部分はなぜオープンにならないで、体罰だけ公表するのか、その考え方がよく分からないのです。

これもあわせて東京都に聞いといてくれますか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 子どもにとって実際は体罰の方が心も壊れることになるかもしれませんが、状況にもよりますが、子どもによってはやはり言葉による暴力の方がかえってきつい場合もあり得るのではないかと思います。何でここだけ公表しているのかが分からないので、確認しておいてください。

○教育指導課長 これの基準について、確認をしておきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 3 後援名義等の5月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の5月の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について
- 7 図書館・郷土歴史館の5月行事实績について
- 8 図書館の5月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の7月行事予定について
- 10 7月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の5月使用承認について」、「生涯学習スポーツ振興課の5月事業実績について」、「生涯学習スポーツ振興課の5月の各事業別利用状況について」、「生涯学習スポーツ振興課の7月事業予定について」、「図書館・郷土歴史館の5月行事实績について」、「図書館の5月分

利用実績について」、「図書館・郷土歴史館の7月行事予定について」、「7月教育指導課事業予定について」の8件の定例報告については配布している資料のとおりです。各報告事項について、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

○教育長 本日、予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。

○教育指導課長 教科書の採択が、これから先生方をお願いしたいところなのですが、教科書もそろそろ皆さんのご家庭の方、ご自宅の方にお届けしたいと思っております。日程調整等をかけさせていただきますとともに、箱の大きさがAmazonの大きい箱が五つ分ぐらいありまして、この後、先生方が委員室にお戻りになると箱の例が置いてありますので、ちょっと大変お荷物になってしまうのですが、ご準備方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○教育長 全体日程はもう説明してもらいましたか。

○教育指導課長 説明、レクの日付等についてはもうお伝えしてありますので。

○教育長 教科書発送から採択までの全体的な日程、いつ何をやるのかという点については説明しておいた方がいいのではないですか。

○教育指導課長 今、最終の日程確認をしているところですので、確定次第またお知らせしたいと思っております。

○教育長 ほかによろしいですか。

○山内委員 先日、郷土歴史館を見させていただいて、今やっている「空から見た港区」ですけれども、非常に面白いです。もう会期があと1週間ぐらいなのですけれども、非常に内容も面白いので、逆に最後にもっと多くの人に見てほしいなというのでご報告なのですけれども。そういう意味では、ああいう展覧会、特別展、期間限定のものをするとき、どう面白い内容をもって来場者を増やしていくか、もうちょっと郷土歴史館のサイトだけではない、ほかの媒体も使って発信できるようにすると、もっと集められるのではないかと思いながら見ていまして、それを今後、図書文化財課だけではなくて、もっと港区全体として考えていただけるといいなと思いましたので、ぜひよろしくをお願いします。

○図書文化財課長 ありがとうございます。色々な方々にお手伝いをしていただきながら、情報発信をしていきたいと思っております。

ちょっと情報提供になりますけれども、昨日こちらの方は東京新聞の方に、この記事、ちょっと小さい版なのですが、結構大き目の5段組みぐらいのところ昨日載せていただいたのと、今日の朝刊、都民版の方ですけれども読売新聞の方に出てきているということで、一応1週間前ということで、我々のタイミングちょうどよく、最後の追い込みで多くの方に来ていただきたいということで、こういった情報提供をさせていただいておりますので、また色々な意味でこの情報をまた届けていきたいなと思っております。

○山内委員 例えば、そうやって新聞に出してもらったときに今度それをどう生かすかというのもあると思います。例えば、学校の図書室とか見やすいところにその拡大したコピーを張るとか、港区の図書館の中の目立つところに、こういう形で紹介もされていますと見せるとか。何かそうやってさらに反響をつくるようなやり方も考えていただくといいと思います。

○図書文化財課長 貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ、図書館に戻って張らせていただくのがいいかなと思いますので、ちょっとやらせていただきたいと思います。

○教育長 保護者の出入りもあるので、学校もいいかもしれません。

○図書文化財課長 そうですね。

○教育指導課長 新聞を張る場合には新聞社の許諾が必要ですので、一括して図書館でやるより、できれば学校は張るように伝えたいと思います。

○図書文化財課長 それは通ります。

○教育長 もう一回開催するということはできないのですか。再度、江戸東京博物館から借りることになりますが、非常に好評だったので、単に延長ではなく、違う時期に開催するのはどうですか。

○図書文化財課長 まだこの先ちょっといくつかの展覧会については決まってはいるので、例えば来年度のいついつとかということで、また計画的にこういったものを入れていくと。今回まだ入り切れていないものも確かにありますので、そういったものとか。あとちょっと違うところからも、また同じようなもので違うところから切り取れないかということと、その過程も考えながら計画をしていきたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長 お願いします。

「閉会」

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもちまして閉会といたします。

次回は定例会を7月9日火曜日午前10時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後11時21分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 田谷 克裕